

フランス連結会計基準の国際的調和(1)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

35

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

72

(発行年 / Year)

1999-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003453>

〔 論 文 〕

フランス連結会計基準の国際的調和（1）

大 下 勇 二

1. はじめに

今日、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee; IASC）の設定する国際会計基準（International Accounting Standards; IAS）への対応が、各国の会計規制当局や企業にとって緊急の課題となっている。

IASの基本的特徴は、アングロ・サクソンモデル、すなわち主として証券市場の投資家に対してキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に関する情報の提供を志向する点にある。IAS自体は一国の会計制度と直接的な関係を持たないが、証券監督者国際機構（IOSCO）の支持をえて、国際資本市場において投資家により標準化された財務情報のニーズを充足するための国際的基準として、各国の会計基準に大きな影響を及ぼしつつあることは周知のとおりである。

フランスの会計制度は、企業を取り巻く種々の利害関係者の権利・義務の確定に役立つ会計をその中心に据えてきた。特に、課税所得計算における会計の役割が規制当局である大蔵省により極めて重視され、これが伝統的な債権者保護の会計と密接に結びついてきた。

しかし、伝統的にこのような特徴を有してきたフランスの会計制度も、経済のボーダーレス・グローバル化、各国資本市場間の競争の激化、投資信託の著しい発展などの経済環境の変化に伴い、国際・国内資本市場における投資家の標準的な情報ニーズに答えていく必要性に迫られている。国民経済における資本市場の重要性が増すことにより、経済のインフラ・ストラクチャーとでもいべき会計制度にも変化が生じていると見られるのである。特に、国外で資金調達を行っている多国籍企業に、投資情報の開示に関して、国際資本市場からの「透明性」の強いプレッシャーがかけら

れている。このため、これらの企業の中には、国際的基準であるIASや米国基準（US GAAP）に準拠した財務・会計情報の開示を行う企業が増えている。

例えば1996年度を例にとると、IAS準拠の企業としてサン・ゴバン、エシロール、スエズ、ラファージュ、LVMH、トムソン社などの企業が、US GAAP準拠の企業としてカールフル、ダノン、ブル、プジョー・シトロエン、ローヌ・プーラン、エルフ、エールリキッド、トタル社などの企業が挙げられる。

本稿は、以下の諸点の分析を通して、資本市場からの情報ニーズに応える主要手段である連結計算書類について、フランス連結会計基準の調和化の程度と今後の方向性を考察することを目的としている。すなわち、

- ・会計基準の国際的調和に対するフランスのスタンスの考察
- ・フランス連結会計基準の検討
- ・フランス基準とEU会社法指令第7号の比較
- ・フランス基準とIASの比較
- ・フランス企業のアニュアルレポートの分析

EU会社法指令を取り上げるのは、フランスは、EUの加盟国として1980年代にすでに連結計算書類に関する会社法指令第7号により域内の会社法の調和化を経ており、フランスの連結会計基準は当該指令の枠組みの中にあるからである。その意味では、フランス、ドイツ、英国などのEU加盟諸国は、IASによるグローバルな調和化の前に、EU域内での会社法指令による地域的な調和化をすでに経験しているのである。

2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス

(1) 経済活動の国際化と財務・会計情報のニーズ

筆者は、会計基準の国際的調和化に対するフランスの基本的スタンスを第1図表のように要約することができると思う。すなわち、

- ・フランスは、基本的には、経済のボーダーレス・グローバル化する領域における財務・会計情報に対するニーズが国内の伝統的な情報ニーズと異なる限り、これらニーズに応じていくために積極的に財務・会計情報の国際的調和化を推進する⁽¹⁾。これは、主として金融・証券市場の領域であり、国際資本市場の投資家により標準化された情報ニーズを重視して、「透明性」の高い比較可能な投資情報を提供できるよう会計基準の国際調和を積極的に進める。この情報ニーズは主に「連結計算書類」によって充足される。

そのために、連結計算書類の作成基準の国際調和を図っていく。これに対応しているのが、フランス会計制度における「株主・投資者志向の会計」の流れである⁽²⁾。

- ・これに対して、その他の領域において、財務・会計情報に対して国内の伝統的なニーズが存在している以上、これらニーズに応え続けるために伝統的な会計を堅持する。⁽³⁾ すなわち、税務計算、債権者保護、従業員の利益保護、社会会計への情報提供などの国内の多様な情報ニーズを重視し、これらニーズを主に「個別計算書類」によって充足していくのである。

フランスの伝統的な会計は、個別会計レベルでの税務計算との関連性、配当規制の考慮（債権者保護）、従業員の利益参加の基礎、マクロ経済データの提供など国内の多様な伝統的な情報ニーズを重視し、法的に安定した財務・会計情報の提供を求められてきた。特に、伝統的に個別会計における税務計算の影響が大きく、大蔵省により税収確保の手段としての個別会計の役割が極めて重視されている。

しかし、1980年代の後半以降、フランス経済における証券市場の重要性が増大するに従い、証券

市場における投資者の情報ニーズを考慮していく必要性が大きくなった。⁽⁴⁾ 当該情報ニーズは、証券の投資意思決定に役立つ情報の観点から、将来の企業業績の予測を可能にする財務・会計情報の提供を求めるものである。当該ニーズに応じていくためには、伝統的に重視されてきた「法的安定性」を一部犠牲にして、「経済的現実」を反映する情報を追求していくことが必要とされる。

第1図表 フランスの会計国際化に対するスタンス

経済領域	財務・会計情報の情報ニーズ	情報ニーズの主要充足手段	会計基準の国際的調和化
金融・証券の分野	国際資本市場において標準化された情報ニーズを重視・投資情報	連結計算書類	国際的調和化を積極的に推進（株主・投資者志向の会計の流れが対応）
それ以外の領域	国内の伝統的なニーズを重視 ・税務計算 ・配当規制 ・従業員の利益参加 ・経済マクロデータの提供	個別計算書類	国内の伝統を堅持

（筆者作成）

しかし、課税所得の測定手段としての会計を重視するフランス会計制度に、アングロ・サクソンの会計を取り入れていくには大きな困難が生ずるものと見られるが、フランスではこの困難に対して主として情報開示の面に対応してきた。その主要な情報開示手段が「連結計算書類」である。

証券市場で資金調達を行う企業は、通常、企業集団を形成する企業であり、これら企業集団の場合、「経済的現実」は個別計算書類よりも連結計算書類によってより良く確保される。しかも、フランスの場合、配当規制の考慮や課税所得計算との関連性などの法的・税務的制約を超えて経済的現実 (réalité économique) をより良く追求できるように、連結計算書類の作成上、会社法によりオプションの利用が認められている。また、個別会計レベルにおいても、財務諸表システムに「発

展システム」を設けることで、大企業において情報面を重視したものとなっている。

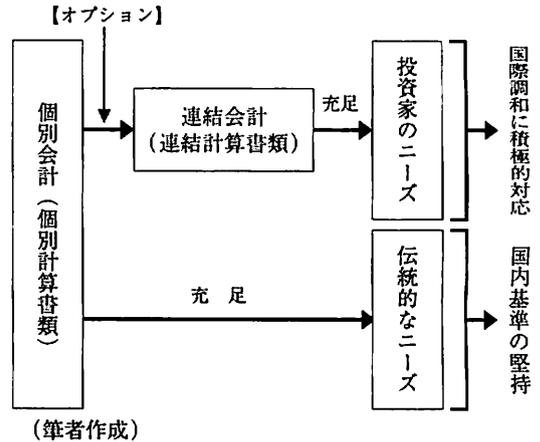
さらに、企業の資金調達活動のボーダーレス・グローバル化によって、国際資本市場の投資家の標準的な情報ニーズに応じていく必要が生じている。すなわち、国際資本市場で資金調達を行う企業に対して、将来キャッシュフロー予測と比較可能性の観点から「透明性」に関して当該市場から国内よりも強いプレッシャーがかけられている。「比較可能性」が重要な課題となる理由は、ある地域の投資者は証券発行企業の国の会計実践に精通していないからである。そのため、これら企業が使用する会計方法の調和化が問題となる。会計基準の国際的調和の問題がこれである。

国際資本市場で資金調達を行う企業は、通常、グローバルに活動する巨大多国籍企業グループである。そこでフランスでは、これら市場から求められる情報ニーズに対しては、連結計算書類レベルで対応していくことが明確に認識されていると考える。

以上のように、フランスの会計規制は、伝統的な情報ニーズを重視して企業の種々の利害関係者の権利・義務の確定に役立つ会計を基礎としつつ、資本市場の重要性の増大、国際貿易と国外投資の進展、投資信託の著しい発展あるいは最近の国際資本市場におけるフランス大企業グループの資金調達の増大などの経済の変化の影響を受けて、国際化の著しい金融・証券市場の領域においては、当該市場の標準化された情報ニーズに対応するために連結会計レベルで会計の国際的調和を積極的

に図っている。つまり、第2図表に示すように、利用者の情報ニーズへの対応が会計の国際調和に対するフランスのスタンスを決定していると見られるのである。

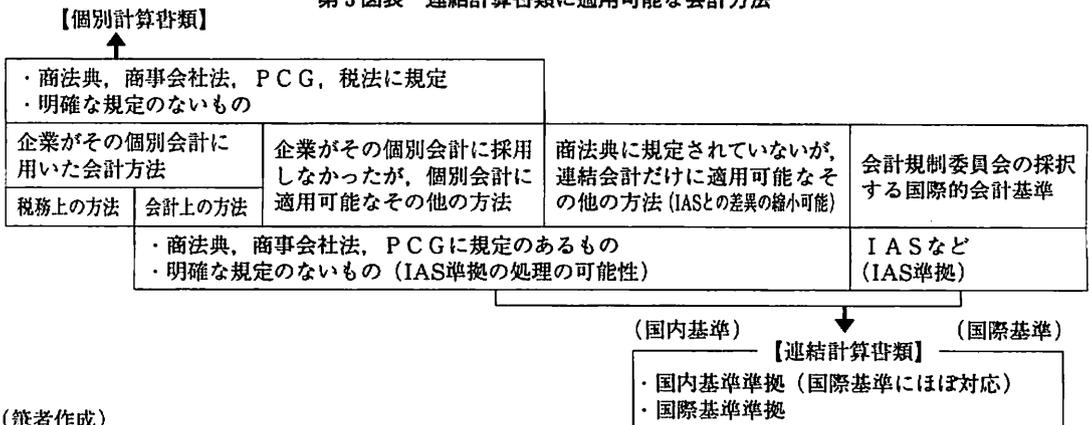
第2図表 情報ニーズと国際的調和化への対応



(2) 国際的調和化への連結計算書類による対応

フランスの連結会計では、第3図表に示すとおり、個別会計に規定のないあるいは認められていない処理方法がオプションの形で認められている。前述のとおり個別会計は税務計算および配当規制と密接に関係しているが、連結会計はこれらと切り離されているのである⁽⁶⁾。以下、連結会計上のオプションも含めて連結計算書類だけに認められた措置を検討し、これら仕組みが国際的基準との調和の確保をいかに可能にしているのかを考察してみたい。

第3図表 連結計算書類に適用可能な会計方法



① 1967年デクレ第248-8条規定の連結会計上のオプション

フランスでは個別計算書類のために商法典に定められた会計方法の他に、連結会計だけに適用できる会計方法が別個に規定されている。1966年商事会社法の適用に係る1967年3月23日デクレ第248-8条には、商法典の第12条―第15条に定める評価方法に加えて、次の評価方法を用いる可能性を認めている。

1) 指数修正歴史的原価法

商法典第12条第1項の評価規則によれば、計算書類の作成上、有償取得の資産、無償取得の資産および製造した資産の評価は、それぞれ「取得原価」、「市場価値」および「製造原価」による。

これに対して、上記デクレ第248-8条の a) によれば、これらの評価方法以外に、指数修正の購買力による評価額を用いることができる。当該評価方法を用いた場合には、その資産、負債および資本に対する影響を連結自己資本に別々に表示する。

2) 取替価値法

さらに、同条の b) によれば、償却性有形固定資産と棚卸資産を「取替価値」で評価することが可能である。

3) 後入先出法

商法典第12条第3項の評価規則によれば、計算書類の作成上、一時所有有価証券と棚卸資産は加重平均法または先入先出法（FIFO）による。

これに対して、前出デクレ第248-8条の c) によれば、連結計算書類の作成上、これら以外に後入先出法（LIFO）を用いることが認められている。この場合、各範疇別に LIFO を採用することができ、また、一定の活動部門または地域に限定して適用することも可能である。当該方法を採用する場合、この詳細を注記・附属明細書に表示し、その理由を明らかにしなければならない。

4) 棚卸資産製造の資金調達のために借り入れた資金の利子のその原価への算入

この取扱いについては商法典に定めがないが、実践では個別計算書類上原価への算入には、生産のサイクルが年度期間を超えることが必要である。

これに対して、前出デクレ第248-8条の d) によれば、連結計算書類の作成上、原価への算入は個別会計と異なり生産のサイクルが年度期間を超えることを要求するものではない。

5) リース契約（または類似の契約）による資産

この取扱いについても商法典の評価規則に定めはない。しかし、前出デクレ第248-8条の e) によれば、連結計算書類の作成上、会社がその資産の所有者であるかのようにみなして所有固定資産として処理することができる。この取扱いの詳細については、プラン・コンタブル・ジェネラルが規定している。

6) リース契約により顧客の利用に委ねている資産

これについても同様に、前出デクレ第248-8条の f) では、当該資産をあたかも所有していないかのように資産から除外することが認められている。

7) 個別会計で計上した換算差額

前出デクレ第248-8条の g) によれば、連結計算書類の作成上、借方・貸方の換算差額は連結成果計算書に計上することができる。これは、個別会計上、損益計上が認められていない未決済外貨表示項目の換算差額を損益計上することを容認するものである。

8) 特定の借入資金の自己資本計上

前出デクレ第248-8条の h) によれば、与信者の発意での償還も、利益の不在または不十分な時の義務的償還も規定していない発行契約で資金を受け入れた場合、これらは連結計算書類上、自己資本に計上することができる。

9) 特定の評価方法の使用

前出デクレ第248-8条の i)によれば、特別法に定められた評価方法の適用を受ける組織が所有する資産は、連結計算書類の作成上、これら評価方法を適用することができる。特に、会社型オープン投資信託(SICAV)等の投資機関の場合、その所有有価証券は「市場価値」で評価される。

以上である。これらオプションはEU会社法指令第7号により国別選択権として付与されたものである。すなわち、同指令第29条には次のような定めがある。

- ・連結に組み入れられる資産・負債が同一の方法に従って評価され、かつ会社法指令第4号の第31条ないし第42条および第60条に準拠しなければならない(第1項)。
- ・連結計算書類を作成する企業は当該企業自身の個別の年次計算書類と同一の評価方法を適用しなければならないが、加盟国は会社法指令第4号に準拠する他の評価方法を連結計算書類に適用する旨を許可または規定することができる(第2項(a))。

上述のフランス連結会計上のオプションの一部は、この会社法指令第7号第29条第2項(a)の国別選択権を行使したものであり、しかも会社法指令第4号が国別選択権として認めている方法である。すなわち、指数修正歴史的原価法(会社法指令第4号第33条第1項(b))、取替価値法(同指令第33条第1項(a))、後入先出法(同指令第40条第1項)、棚卸資産製造の資金調達のために借り入れた資金の利子のその原価への算入(同指令第39条第2項)、特定の評価方法の使用(同指令第60条)である。

また、これら以外の評価方法、すなわちリース契約(または類似の契約)による資産、リース契約により顧客の利用に委ねている資産、個別会計で計上した換算差額、特定の借入資金の自己資本計上に関しては、会社法指令第4号に具体的な定めがないものである。

前出デクレ第248-8条規定の連結会計上認められるオプションは、その行使を企業の自由意思に委ねている。IASやUS GAAPなどの国際的基準への対応の観点からは、e)~g)のリース契約と外貨換算差額の処理に関するオプションが重

要である。その理由は、連結会計上オプションとして認められたリース取引のオン・バランス処理と外貨換算差額の損益計上の処理は、個別会計の基準とは異なる処理であるが、国際的基準に合致する処理だからである。

連結会計におけるリース取引のオン・バランス処理と外貨換算差額の損益計上の可能性は、フランス企業の連結計算書類とIASなどの国際的基準に準拠した連結計算書類との差異を縮小するのに大きく貢献しているのである。

② その他の主要な連結会計上の措置

1) 連結計算書類の様式における選択可能性

フランスにおける計算書類の様式は、勘定式・固定性配列法が強制されているが、連結計算書類では、国際的基準に合致する損益計算書の報告式表示もまた認めている。さらに、フランスの損益計算書は費用の性質別表示を採用しており、これが機能別表示を採用する国際的基準との比較を困難にしている⁽⁶⁾。すなわち、賃金・給料を例にとると、これらは機能別分類によると売上原価、一般管理費・販売費に分割して分類・表示されるが、フランスの性質別分類では賃金・給料としてまとめて分類・表示される。しかし、連結会計上では機能別表示が認められる。

2) 税効果会計の適用と税務計算の完全除去の強制

個別会計は税務計算と密接な関係を有し、個別会計上の利益と課税所得との差異は比較的小さい。税効果会計の適用は個別会計では義務づけられておらず、また、差異が存在する場合でも、通常、企業がそれを実施することはない。しかし、連結会計では、税効果会計の適用は強制されており、国際的な基準に対応したものとなっている。

また、個別会計で税務目的で行った計算の影響は、連結会計上、すべて除去しなければならない⁽⁷⁾。これにより、国の税制の影響を連結計算書類から除去することができ、国際的な比較可能性に大きく資することになる。

③ 国際的基準採用の法的枠組の設置

フランスでは、1998年4月に、「会計規制の改革と不動産公示制度の適応に関する1998年4月6日法律第98-261号」により会計規制の改革が実施されている。当該改革は、会計規制委員会の新設（同法律第1条～第5条）と国際資本市場で資金調達を行う企業に対する措置（第6条）を内容とし、後者の第6条の措置により、フランス企業がIASを採用する法的枠組みを設定するものである⁽⁸⁾。

当該措置によれば、その証券が株式・社債などの規制市場で売買を認められている会社に対して、連結計算書類の作成と公表につき、新設の会計規制委員会の定める条件で国際基準を使用する場合には、商事会社法の第357-3条ないし第357-8条に定める連結会計規定への準拠義務を免除するものである。この条件とは、当該国際基準がフランス語に翻訳されていること、ヨーロッパ共同体会社法指令に準拠していること、会計規制委員会の命令により採択されていることである。

国際資本市場で資金調達を行う企業に対するこの措置は、資金調達がグローバル化した企業におけるいわゆるダブル・スタンダードの問題を解消するものである。すなわち、国際資本市場で承認された会計基準（IAS）で連結計算書類を作成・公表する企業の場合、その連結計算書類は法的にそのまま国内で通用することになり、国内基準に従ってもう一つの連結計算書類を作成する必要がなくなるのである。

新設の会計規制委員会の命令がIASを採択すれば、当該措置は連結会計レベルでの国際的基準への対応を容易なものにすると思われる⁽⁹⁾。

④ 国際的対応を可能にするその他の要素

以上の連結会計だけに認められた措置以外に、1)フランス基準におけるオプションの存在と2)フランスにおける明確な基準の不在が、フランスの連結計算書類による国際的基準への対応の余地を残している。

1)フランス基準におけるオプションの存在

これは個別会計レベルからオプションが存在し、その一つの処理方法が国際的基準に合致しているものである。例えば、次のものが挙げられる。

・開発費；原則は費用処理であるが、資本化処

理の例外的処理も容認されている。資本化処理を選択した場合には、IASなどの処理に合致したものとなる。

- ・長期請負工事契約；工事完成基準だけでなく、工事進行基準も容認されており、工事進行基準を選択した場合には、IASなどの処理に合致したものとなる。
- ・年金債務；引当て計上は任意であるが、これを計上した場合にはIASなどの処理に合致したものとなる。

2)フランスにおける明確な基準の不在

いくつかの項目については、フランス基準に明確な規定がない。このため、これらの項目の処理については、IASを補足的に用いることができる。連結のれん（フランスでは「取得差額」と呼ばれる）の償却期間の取扱いなどがこれである。

以上概観したように、フランスの連結計算書類の規制には非常に柔軟な仕組みが組み込まれており、この柔軟性が国際的基準との重要な差異を縮小あるいはそれへの対応を容易なものにしている。特に、個別会計では認めていないあるいは定めのない評価方法や計算書の様式の使用を連結会計上のオプションとして認めており、これがフランス連結会計規制の重要な特徴となっている。

3. フランス連結会計基準

フランスでは、EU会社法指令第7号の国内法化に係る1985年1月3日法律と1986年2月17日同法適用デクレによりEU会社法指令第7号の国内法化が完了し、また、1986年にはプラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）に連結会計基準（資本連結に関する処理基準）が導入されている。これら1980年代の一連の制度改正により連結会計基準が確立された。

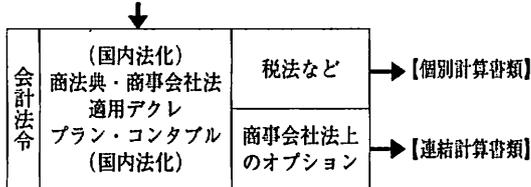
本稿でいう連結会計基準とは、上記の1985年法（1966年商事会社法を一部改正）および1986年同法適用デクレ（商事会社法の1967年適用デクレを一部改正）およびPCGの連結会計規定を指している。

第4図表は、フランスの計算書類の規制に係る法令の概略を示したものである。フランスの会計規制は商法・会社法を中心とし、わが国に見られ

るような「証券取引法」は独立した法体系としては存在していない。しかし、商法会計規制の中に証取法的な規制の領域が見られ、これを中心に「株主・投資者保護の会計」が形成されている。商法典には、基本的な計算規定が盛り込まれており、これをプラン・コンタブル・ジェネラルが補完している。プラン・コンタブルは大蔵省令によって承認され税務上の課税所得計算の基礎的基準としてその適用が義務づけられているが、商法会計規制との関連でも基礎的な会計基準として位置づけられている。このような関係から、プラン・コンタブルはすべての会計実践の基礎であり、その適用が義務づけられている。

第4図表 フランスの会計規制に係る法令

【EU会社法指令第4号】



【EU会社法指令第7号】

(筆者作成)

また、フランスは、EU加盟国として域内での会社法の調和化を行っており、すでに個別計算書類に関する会社法指令第4号と連結計算書類に関する同指令第7号は国内法化されている。これら指令は、上述の商法典・商社会法およびプラン・コンタブルの規定に大きな影響を与えている。本節では、まず、フランスの連結会計基準を検討してみたい。

(1) 連結範囲の決定基準

連結の範囲については、第5図表のように要約できる。以下、これに基づいて、フランス基準の連結範囲の決定基準を検討してみたい。

第5図表 連結範囲

	企業間の関係	連結方法または除外
一般的ケース	排他的支配	全部連結 (個別計算書類の構造が明確に異なる時には持分法)
	共同支配	比例連結 (個別計算書類の構造が明確に異なる時には持分法)
	著しい影響	持分法
例外的ケース	支配または影響への 厳格・長期的制約 譲渡を目的とした保有 乏しい重要性 困難な情報の入手	除外を強制 除外可能 除外可能 除外可能

(出所：Raffegaue,J.,Dufils,P.,Corre,J.,de Ménonville,D., Comptes consolidés,éditions Francis Lefebvre,1989,p.91より作成)

① 作成義務(連結範囲)

商社会法(以下「法」と略称する)第357-1条によれば、商社会社は、排他的にもしくは共同で他の企業を支配する場合または他の企業に対して著しい影響を行使している場合に、連結計算書類およびグループ営業報告書を作成・公表する義務がある。

企業間の関係と連結方法は次のように要約される。すなわち、排他的支配(contrôle exclusif)を受ける企業は全部連結(intégration globale)、共同支配(contrôle conjoint)を受ける企業は比例連結(intégration proportionnelle)、著しい影響(influence notable)を受ける企業は持分法(mise en équivalence;フランスでは「等置連結」と呼ばれる)の方法により連結される。

1)排他的支配を受ける企業(子会社)

排他的支配は次の条件から生ずる(法第357条-1)。すなわち、

- (a)他の会社における議決権の過半数を直接または間接に有する場合
- (b)管理・指揮・監督機関構成員の過半数をもつばら議決権の行使のみによって選任し、同時に株主または社員である場合
- (c)契約または定款の規定により、他の企業に対して支配的な影響を行使する権利を有し、同時に株主または社員である場合

である。

(a)の場合はいわゆる「持株基準」であり、形式的に議決権の過半数をもって排他的支配を判定するものである。フランスでは、(a)の場合を「法律上の支配 (contrôle de droit)」と呼んでいる。

(c)の場合は契約または定款の規定から形式的に排他的支配を判定するものであり、上記「法律上の支配」の特別ケースと考えられている。フランスでは、(c)の場合を「契約上の支配 (contrôle contractuel)」と呼んでいる。しかも、契約の効果だけでなく、「株主または社員」であることを条件としていることから、資本の参加関係に基づくものである。「契約上の支配」は、当初のフランスの法案にはなかったものであるが、EU会社法指令第7号がドイツで認められている協約を考慮してその規定を設けた関係上、フランス法に導入されたものである。

(b)は他の2つの形式的な判定基準と異なり、管理・指揮・監督機関構成員の過半数を選任している事実により排他的支配を実質的に判定するものである。議決権の過半数を所有しない場合やいかなる契約によっても支配的影響を行使することが可能でない場合でも、ある企業が他の企業を永続的に指揮する場合は考えられる。

フランスでは、この場合を「事実上の支配 (contrôle de fait)」と呼び、幹部の過半数選任の事実により判定しようとするものである。この選任は、連続する2年度にわたり、理事会または取締役会および監査役会の構成員の過半数の任命から生ずるものとされている(法第357-1条)。

しかし、秘密投票などのために過半数選任の事実の判定に困難が予想される。このために、議決権の40%超を保有している場合には、この持分比率(直接・間接)を上回る株主または社員が存在しないことを条件に、当該選任を行なったものと推定される。ただし、支配を行使していると推定された会社幹部による反証が可能である⁽¹⁰⁾。また、40%超の場合の推定の条件が満たされなくとも、排他的支配の存在が立証されれば、排他的支配を行っているものとされる。

以上のように、「排他的支配」による子会社には全部連結の方法が適用されるが、フランスの子会社の決定基準は、「持株基準」を含む実質的基

準としての「支配力基準」である。しかし推定に係る証拠の側面であるとはいえ⁽¹¹⁾、事実上の支配の推定にあたって40%超の形式的な持株基準を採用しているところが特徴的である。

2) 共同支配を受ける企業 (ジョイント・ベンチャー)

フランスの連結会計基準の重要な特徴の一つは、ジョイント・ベンチャーに対して比例連結の方法を適用する点にある。「共同支配」とは、一定数の社員または株主により共同で経営される企業の支配の共有をいう。その結果、経営の意思決定はその合意から生ずる(法第357-1条)。

共同支配の概念については、法令あるいはプラン・コンタブルは明確にしておらず、持株割合などの具体的な基準にも言及していない。ラフジョーらによれば、共同支配は次の二つの要素の存在が前提とされている⁽¹²⁾。

- ・ 支配の共有：これは、意思決定が個々に保有される企業の資本参加に基づいておらず、その合意から生じていることを意味する⁽¹³⁾。
- ・ 共同経営：これは、参加者が共同会社を通じてその活動の重要な部分を実現するか、または共同会社の活動がその参加者の活動の延長をなすことを意味する。例えば、石油産業における数グループに共通の採掘会社または精製会社がこれである。

また、各構成員により保有される株式または持分の割合は異なることもありうる。さらに、共同支配の場合にはいかなる支配も行使しない少数株主の存在はありえない。

3) 著しい影響を受ける企業 (関連会社)

連結会社により「著しい影響」を受ける企業(関連会社)の計算書類は、持分法により連結される。フランスでは、持分法を連結方法の1つとして捉えている。

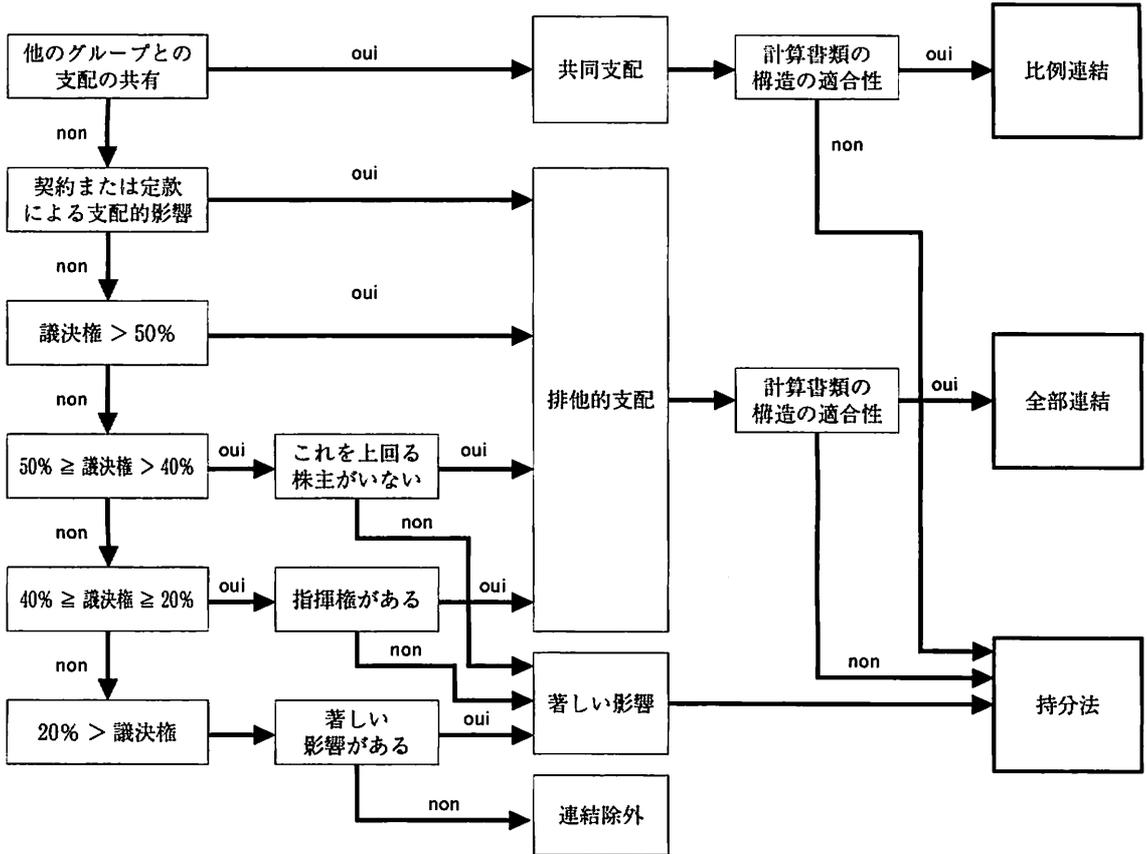
法第357-1条によれば、「著しい影響」は経営と財務政策への影響に関わっていることが示されており、ある会社が直接または間接に他の会社の議決権の20%以上を保有している時に当該影響の行使が推定されるものとされる。もちろん20%を下回っても、著しい影響が見られると判断される場合には、持分法により連結される。

このように、持分法の適用対象を「著しい影響」から判断する実質的基準を採用しているが、その推定に際しては持株比率20%以上という形式基準

が用いられているのである。

以上の連結範囲の決定基準をまとめたものが第6図表である。

6 図表 連結範囲の決定基準



(出所：Memento Pratique Francis Lefebvre, Comptable, 1991, p.1150.)

(2) 作成免除 (連結免除)

条件の下で作成が免除される。

① 下位連結免除

法第357-2条の1によれば、その企業の親企業がEU加盟国内に住所を有し、資本金の10%以上に相当する株式または持分を保有する株主または社員が反対しない場合に、1966年商會社法の適用に係る1967年3月23日デクレ (以下単に「デクレ」と呼ぶ) 第248-13条に定める条件 (EU会社法指令第7号第7条第2項に対応) を満たせば、当該企業 (中間親企業) は連結計算書類の作成を免除される。

また、EU加盟国以外の国に住所を有する親企業の場合でも、デクレ第248-13条に定める一定の

② 規模に基づく連結免除

法第371-1条によれば、連結計算書類の作成義務はすべての商會社に適用される。しかし、一定規模以下 (資産総額、純売上高、従業員数の各基準) の商會社は一定の条件の下で作成が免除される (法第357-2条およびデクレ第248-14条)。すなわち、親会社とそれが支配する企業全体で、連続2事業年度について、次の3つの基準のうち2つの条件を満たさなければならない (法第357-2条、デクレ第248-14条)。

- ・従業員 500人以下

- ・売上高 2億フラン以下
- ・資産総額 1億フラン以下

なお、この免除規定は上場会社には適用されない。

(3) 連結禁止・連結放棄

① 連結禁止

法第357-4条のIによれば、厳格・長期的な制約が、親会社の子会社もしくは関連会社（「参加会社」と呼ばれる）に対する支配もしくは影響を実質的に阻害する場合または子会社・関連会社による資金移転の可能性を実質的に阻害する場合には、当該子会社・関連会社は連結除外が強制される。除外可能性ではなく除外が強制されることに特徴がある。除外の場合には、開示により重大な損害が生ずる時を除いて（デクレ第248-12条）、その理由を連結注記・附属明細書で明らかにしなければならない（法357-4条のI）。

プラン・コンタブルには「厳格・長期的な制約」に関する注釈はないが、一般に、主として政治的に非常に不安定な国に所在する子会社を対象しているとされる。また、支配の取得が年度末の3ヵ月前に介在し、当該日以前には法律上も事実上もいかなる関係も存在していない場合には、厳格・長期的な制約とみなされない。さらに、資金移転の不可能性がある時でも企業を指揮するのを妨げないまたは著しい影響を及ぼし続けている場合には、全部連結や持分法の適用除外の対象にならない可能性がある⁽¹⁴⁾。

また、全部連結および比例連結の対象となる企業の活動が著しく異なる場合には持分法の適用が強制される（法第357-3条第4項）。計算書類の構造が著しく異なる場合に、全部・比例連結に代えて持分法を強制するところに特徴がある。証券取引委員会（COB）によれば、商工業、金融、保険などそれぞれ異なる会計規制が実施されている業種間の連結が問題になる。しかし、このケースでの持分法の適用は、「誠実な概観」に対する影響を検討する必要性が指摘されている。

すなわち、ある銀行が商工企業グループによって支配され当該銀行がグループの資金調達を行っている場合には、全部連結の適用の可能性がある。

銀行規制委員会は、金融機関に対して、金融的性質の事業だけを全部連結する義務を課している（銀行規制委員会規則第85-12号第10条）。この場合、他の事業に対する持分法の適用にあたって、簡易個別計算書類または持分法適用の主要企業の個別計算書類の重要な要素、または下位集団に係る簡易連結計算書類または個別計算書類の重要な要素を、連結注記・附属明細書に開示することが必要とされる（デクレ第248-2条）⁽¹⁵⁾。

② 連結放棄

法第357-4条のIIによれば、次の3つのケースにおいて、一定の条件の下で連結からの除外の可能性が認められている。すなわち、

- (a)もっぱら転売目的での保有の時
- (b)誠実な概観に照らして重要性の乏しい時
- (c)連結計算書類作成のための資料の入手が過度の出費または遅延を生み出す時

である。除外を行う場合には、開示により重大な損害が生ずる時を除いて（デクレ第248-12条）、その理由を連結注記・附属明細書で明らかにしなければならない（法357-4条のI）。

「重要性の乏しい」の具体的な判断基準については連結基準に定めはない⁽¹⁶⁾。ただし、金融機関については、その貸借対照表総額が、1,000万ECU相当フラン、親会社の貸借対照表総額の2%、グループの主要株主企業の貸借対照表総額の2%の金額を下回る企業は、重要な性質を有していないと見なされている（銀行規制委員会規則第85-12号第9条）。

ラフジョーらによれば、これら以外にも、一定の会社に関する情報の公表が政治的または経済的理由でグループの利益に対して重大な損害を与える危険性がある場合には、連結除外の可能性を検討できるものとされる。また、司法的な会社再建（société en redressement judiciaire）の場合には、業務執行役員がその職務を継続している時には連結対象となるが、その職務を奪われている時には除外の可能性が生ずる。清算中の会社（société en liquidation judiciaire）は連結から除外される⁽¹⁷⁾。

[未完]

【注記】

(1) この点は、フランスの証券規制当局である「証券取引委員会 (Commission des Opérations de Bourse; COB)」の幹部の見解から窺われる。すなわち、同委員会事務総長フルリオ氏 (P. Fleuriot) の1994年の講演内容からは、フランス企業の国際資本市場での資金調達増大に伴い、財務・会計情報の領域において、関係国間での相互承認、調整表による補完および主要資本市場の規制当局による国際的調和化の3つの状況が生じているが、「国際的会計調和化」への努力が必要で、最終的には十分な協議を経て財務・会計情報の高い透明性を確保するのを可能にする国際的調和化の方向に向かうべきであることが強調されている (Pierre Fleuriot, L'Harmonisation comptable internationale est-elle la bonne réponse au besoin d'information de l'internationalisation des marchés financiers? Commission des Opérations de Bourse, *Bulletin mensuel*, n°280, mai 1994, pp.12-17.)。

また、証券取引委員会委員長グルス氏 (S. Geours) が1994年のOECDの国際的会計調和化に関するシンポジウムで行った講演からも同様の見解が見出される。すなわち、同氏は、証券監督者国際機構 (IOSCO) の技術委員会委員長として国際会計基準委員会 (IASB) の作業を支持していること、国際的な次元の市場経済の企業とりわけ公募企業にとって、長期的には「透明性」以外の会計戦略は考えられないこと、国境を越えた市場経済において、透明性は調和化した会計基準と調和化した監査基準から生ずることが主張されている (Saint-Geours, L'Influence des principes comptables sur la stratégie financière des entreprises et la concurrence sur les marchés de capitaux, Commission des Opérations de Bourse, *op. cit.*, pp.12-17.)。

なお、フルリオ、グルス両氏の見解の詳細については、拙稿「フランス会計基準の国際的調和化の動向」『産業経理』第58巻第3号 (1998年10月) 15-17頁を参照されたい。

(2) フランス会計制度にこの「株主・投資者志向の会計」の流れが存在していることは、拙著『フ

ランス財務報告制度の展開』多賀出版 1998年、がすでに実証している。

(3) この点は、フランスにおける会計標準化の中心的組織である国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité; CNC) の幹部の見解から窺われる。すなわち、同審議会事務総長ミロ氏は、1996年に開催された会計基準設定機関の国際会議の中で、国際資本市場から非常に強いプレッシャーと多国籍企業による当該市場での資金調達ニーズの増大が会計基準の国際調和を緊急なものにしていること、問題は国際資本市場で証券を発行する企業グループにより公表される財務情報の「比較可能性」と「信頼性」をいかに高めるかであり、国内基準が他の企業および資本市場のニーズの充足以外の目標を持つ限り、国内基準を単に放棄することはありえないことを強調している (Jean-Paul, Millot, Contribution au débat sur l'harmonisation comptable internationale, Conseil National de la Comptabilité, *Bulletin trimestriel*, n°102-2° trimestre 1996, pp. 5-10.)。なお、この詳細については、前出拙稿、13頁を参照されたい。

(4) フランスにおける証券市場の変化については、前出拙著の281-304頁で検討されているので参照されたい。

(5) 連結計算書類は、連結貸借対照表、連結成果計算書および注記・附属明細書により構成される。連結計算書類は、商事会社法の開示制度の中で、その作成・公表 (官報での公表) が義務づけられている。連結計算書類は株主総会に提出されるが、総会による計算書類の承認はこれを除いて行われ、配当規制に関わりを持たない。また、連結計算書類において個別会計の税務上の処理はすべて除去される。

さらに、フランスには連結納税制度があるが、当該制度では比例連結および持分法の利益を考慮しておらず、また、連結のれんが税務上控除可能でないことなど、連結会計利益と連結課税所得との間には直接的な関係は見られない。

(6) 機能別の損益計算書では、売上高に対する売上原価が表示されるが、性質別の損益計算書では売上原価の表示がされない。一般に、英米諸国は機能別表示を採用しているが、フランス、ドイ

ツなどのヨーロッパ大陸諸国は性質別表示を採用している。なお、わが国は機能別表示を採用している。

- (7) 例えば、政策目的から税務上認められた加速償却を個別会計で実施している場合、当該償却は連結計算書類の作成上修正される。なお、フランスの税法は、わが国のシステムと同様に、減価償却費の損金計上の条件として「損金経理」を課している。
- (8) 当該措置の背景については、前出拙稿、13-14頁を参照。
- (9) なお、1998年4月6日法律第6条第2項には、会計規制委員会による I A S の全体の採択に時間を要する場合に、2002年12月31日までの期間、同一の条件で US GAAP の利用が認められている。
- (10) Commission des Opérations de Bourse, *Bulletin mensuel*, n°184, août-septembre 1985, pp. 5-10.
- (11) Raffegeau, J., Dufils, P., Corre, J., de Ménonville, D., *Comptes consolidés*, éditions Francis Lefebvre, 1989, p.95.
- (12) *Ibid.*, p.97.
- (13) 金融機関については、社員または株主は共同の政策のために指揮機関を共同して任命することが必要である（銀行規制委員会の1985年11月27日規則第85-12号）。
- (14) Raffegeau, J. et al., *op. cit.*, p.100.
- (15) *Ibid.*, p.96.
- (16) 国家会計審議会（CNC）は、1978年に、連結貸借対照表総額の10%の数値を示している。
- (17) Raffegeau, J. et al., *op. cit.*, pp.103-104.